

諮問番号：令和 2 年度諮問第 1 号

答申番号：令和 2 年度答申第 1 号

答申書

令和 2 年 6 月 22 日付け上子支第 321 号をもって上尾市長から諮問があった「上尾市長が行った令和 2 年 2 月 3 日付けの保育所入所不承諾決定処分についての審査請求に係る事件」（審査請求人 ○○○○）について、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求について、本件処分は違法、不法な点はなく棄却されるべきとの審査庁の判断は妥当ではなく、行政不服審査法第 45 条第 3 項の規定に基づき、裁決の主文で、本件処分は理由の付記に不備があり行政手続法第 8 条第 1 項に違反する旨を宣言するとともに、審査請求は棄却されるべきである。

第 2 審査関係人の請求の趣旨及び主張の要旨

1 審査請求人の請求の趣旨及び主張の要旨

ア 審査請求の趣旨

上尾市長が行った令和 2 年 2 月 3 日付けの審査請求人に対する、○○○○（平成 30 年 ○○ 月 ○○ 日生。以下「本件児童」という。）の保育所入所不承諾決定処分について取消しを求める。

イ 審査請求人の主張の要旨

- ① 児童福祉法（以下、単に「法」という。）第 24 条第 3 項に定める「やむを得ない事由」がないにもかかわらず、保育所への入所を不承諾としているため、本件処分は同条第 1 項に違反する。
- ② 入所を不承諾とする本件処分は、法第 24 条第 1 項但書に定める「適切な保護」を行っておらず、同条項但書に違反する。
- ③ 入所を不承諾とする本件処分は、本件児童の保育を受ける権利（憲法第 13 条）を侵害し違憲違法である。
- ④ 入所を不承諾とする本件処分は、入所が承諾された児童との間で不平等を生じさせ、本件児童の平等権（憲法第 14 条）を侵害し違憲違法である。
- ⑤ 入所を不承諾とする本件処分は、審査請求人の就労が困難となり困窮することになるから、憲法第 25 条に違反し、違憲違法である。

- ⑥ 本件児童が「保育に欠ける」児童であるにもかかわらずなされた入所を不承諾とする本件処分は、児童福祉法第24条1項本文に反する。
- ⑦ いかなる審査基準によって保育所入所の承諾・不承諾の審査がなされたのか明らかでなく、行政手続法第5条に反し違法である。
- ⑧ 入所を不承諾とする本件処分の通知では、審査請求人が獲得した点数や順位が記載されておらず、不承諾となった具体的な理由が明らかにされていないから、行政手続法第8条に反し違法である。

2 処分庁の弁明の趣旨及び主張の要旨

ア 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

イ 処分庁の主張の要旨

- ① 「やむを得ない事由」（法第24条第3項）が認められないという主張に対して
当該規定は平成27年4月1日の改正をもって失効しており、主張自体失当である。
- ② 「適切な保護」（法第24条第1項但書）をしていないという主張に対して
当該規定は平成27年4月1日の改正により失効しており、主張自体失当である。
- ③ 児童の保育を受ける権利（憲法第13条）・平等権（憲法第14条）・憲法第25条に関する主張について
利用調整を行うために、点数表に基づき、優先順位が高い申込児童から順に入所の承諾をしており、これは合理的かつ公平な処分であり、憲法第13条、第14条、第25条に違反するものではない。
- ④ 審査基準の公表（行政手続法第5条第3項）について
処分庁ウェブサイト上において、入所点数基準表（以下、単に「点数表」という。）が公表されていた。本件処分における申込期間中、前年度である平成31年度の点数表が公表されていたが、本件に適用された令和2年度の点数表の審査請求人に適用された部分については前年度からの変更はないため、審査基準は公開されていたといえる。また、保護者から

の求めに応じて、開示をしているため、審査基準は公表されていたといえる。

⑤ 理由の提示（行政手続法第8条第1項第2項）について

i 利用調整の方法

点数表に基づく利用調整の方法は、令和2年度保育施設入所申込みのてびき（以下、「手引き」という。）に記載があり、この手引きはウェブサイトにも掲載されている他、窓口に来て入所申請を行った者に配布している。処分の性質やかかる手引き、点数表を踏まえれば、本件保育所入所保留通知書記載の「定員を超えているため」との記載から、点数表に基づく利用調整が行われたことが認識できる。

ii 利用調整の結果

本件児童の順位等、具体的な理由を記載すると、点数の比較等により承諾された児童の家庭内の事情が明らかになり、個人情報保護の観点から問題があるため、調整結果を具体的に記載する必要はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 「やむを得ない事由」（法第24条第3項）が認められない旨の主張について

審査請求人は、法第24条第3項に定める「やむを得ない事由」がないにもかかわらず保育所への入所を不承諾としているため、本件処分は法第24条第1項に反する旨主張する。

しかし、「やむを得ない事由」という文言は法改正により消滅しており、かかる主張は旧法に基づく主張であると解されることから、当該主張は失当である。

2 「適切な保護」（法第24条第1項但書）を行っていない旨の主張について

入所を不承諾とする本件処分は、法第24条第1項但書「適切な保護」を行っておらず、同条項但書に違反する旨主張する。

しかし、法第24条第1項に但書は存在せず、「適切な保護」という文言は改正により消滅しており、かかる主張は旧法に基づく主張であると解される。よって、当該主張は失当である。

3 子の保育を受ける権利（憲法第13条）を侵害するとの主張に対して
ア 児童が保育を求める権利は憲法第13条後段による保障があるか

憲法第13条後段に定められたいわゆる「幸福追求権」は、(その保障の範囲については争いがあるものの)自由権の範疇に属する性質のものであると解されている。

そうすると、審査請求人の主張する子が保育を受ける権利という国や地方公共団体に対して積極的な作為を求める権利は、同条によって保障されない。

イ 結論

よって、審査請求人の当該主張は認められない。

4 子の平等権(憲法第14条)を侵害するとの主張に対して

ア 第三者の権利の主張適格

本件、審査請求人は、本件児童が平等に保育を受ける権利を主張しており、第三者の権利を主張するものであるから、その主張適格が問題となる。

この点については、当該第三者が今後権利を争う可能性、権利を主張する者と当該第三者の人的関係の密接性、権利を主張する者の利益の程度等を総合的に考慮して判断するものとする。

これを本件についてみるに、本件児童は1歳であり、自らが保育を受けるにあたり差別されない権利を主張することは困難である。また、両者は親子であり、また、子が保育を受けられればその保護者の保育負担が軽減され、就労が可能になるなど、両者の利益は表裏一体であり密接に関連している。よって、本件において審査請求人が児童の保育を受ける権利を引用することは認められると考える。

イ 憲法第14条第1項が定める平等権の内容

憲法第14条第1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることを禁じるものではないと解されている。(最高裁昭和39年5月27日判決)

ウ 本件処分の根拠法令の合理性及び本件処分の合理性

そして、限られた保育資源の中、全児童に保育を受けさせることができない状況下において、より保育の必要性が高い環境にある児童を選抜し、かかる児童に優先して保育を受けさせることは、社会福祉の観点から合理性が認められる。よって、法第24条第3項および同法施行規則第24条には合理性が認められる。

そして、公表が果たされていたかは別として、市が処分の前提と

して用いた審査基準（点数表）は、家庭における保育が困難となる一般的な事情などを網羅的にあげ、その困難さの度合いに応じて適切に点数設定をしており、選抜の方法においても合理性は認められる。すなわち、選抜において、考慮すべきでない事項の考慮（他事考慮）や、事実の過大評価・過小評価、その他考慮すべき項目が欠落している（考慮不尽）等の事情も見受けられず、処分庁の裁量の逸脱濫用は認められないのである。よって、かかる審査基準に基づいて行われた本件処分は合理性が認められる。

エ 結論

以上より、本件保育所入所における差別は合理性を欠くものではなく、憲法第14条第1項に違反するものとはいえず、当該主張は認められない。

5 審査請求人が就労に困難をきたし困窮し憲法第25条に違反するとの主張

審査請求人は、就労が困難になるなどして困窮するとして、自らの生存権が侵害される旨と主張しているものと思われる。

しかし、憲法第25条第1項は、具体的権利を規定するものではなく、具体的立法によってはじめて生じる抽象的権利を定めるにすぎないため、保育を受けることができず仮に就労困難となり困窮したとしても、ただちに憲法第25条第1項に違反することにはならない。

よって、審査請求人の当該主張は認められない。

6 本件児童が「保育に欠ける」児童であるため法第24条第1項本文に違反するとの主張に対して

審査請求人は、本件児童が「保育に欠ける」児童であるにもかかわらず保育所への入所を不承諾としたため、本件処分は法第24条第1項に反する旨主張する。

しかし、「保育に欠ける」という文言は法改正により消滅しており、かかる主張は旧法に基づく主張であると解されることから、当該主張は失当である。

7 審査基準の公表義務（行政手続法第5条第3項）違反の主張について

ア 法の趣旨・要求される公表の方法

行政手続法第5条第3項は、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている期間の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」として、審査基準の公表を義務付ける。かかる趣旨は、申請に対し、公平、明瞭に審査が行われることを担保す

る点にある。

そして、「公にしておく」とは、秘密にしないことを指し、積極的に周知公表することまでを義務付けたものではないと解されており、「その他適切な方法」（行政手続法第5条第3項）によることを認めているように、その公表の方法は行政の判断に委ねられている。

イ 本件における審査基準の公表の有無

① ウェブサイト上での公表

審査請求人が申込みを行った一次選考受付期間（令和元年11月15日～同月30日）中、上尾市のウェブサイトでは「平成31年度 途中（5月から3月）入所申込みについて」との記載のもと、平成31年度の入所申請についての説明がなされていた。

そして、「平成31年度 入所基準点数表」と題されたPDFファイルが公開されており、これには「平成31年度 入所基準点数表」との記載があった。

この点、処分庁は、令和2年度の点数表は、本件に適用された項目については、平成31年度のものから変更がなかったのであるから、かかる平成31年度の点数表がウェブサイト上に存在したのであるから、これをもって公表はなされていた旨主張する。

しかし、点数表の改定・改良により年度によって基準が変更される可能性は十分にありえる。また、殊更、年度が記載されていることから、かかる記載は当該基準が適用される年度を限定する趣旨であると読むこともでき、年度によって基準が異なることを疑わせうるものである。

また、ウェブサイト上で殊更に「途中（5月～3月）入所」という記載をしていることから、途中入所は、一般的な4月入所とは異なる例外的な取扱いがなされ、掲載されている点数表は4月入所用とは異なると考える人も少なくないと思われる。

そして、点数表の本件に適用された部分が掲載されていた前年度のものから変更がなかったとしても、一部記載の変更や点数の変更があった（令和2年度の点数表と平成31年度の点数表を比較すると、「委託」の項目の「幼稚園」「家庭保育室」の点数の変更や、「届出のない認可外保育施設」等の項

目設定・表記の変更が認められる。) のであり、点数表はあくまで総合点を導き出す不可分一体のものであるから、本件で適用された審査基準と公表されていた審査基準が同一のものであったとはいえない。

以上より、審査基準が公表されていたとはいえない。

② 求めがあった場合の開示

また、処分庁は、保護者からの求めがあった場合には開示に応じるという取り扱いをしているため、公表義務は果たされている旨主張する。

しかし、令和2年度の点数表が最終的に決定したのが令和元年12月4日であることから、本件一次選考受付期間に点数表の開示要求があったとしても、本件に用いた点数表を開示できない状況であった。その上、当該期間は、申請が集中することを理由に点数表にかかる質問自体を受け付けないこととし、点数表は積極的に非公開とされていた。

よって、本件において、処分庁が保護者の問い合わせに応じて審査基準を公表していたとは評価できない。

③ 結論

以上より、審査基準が公表されていたと認められないことから、本件処分は行政手続法第5条第3項に違反し、違法であるものと言わざるを得ない。

8 理由付記（行政手続法第8条第1項第2項）違反の主張について

ア 記載が要求される理由の程度

行政手続法第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定する。そして、書面により当該処分を行う場合は、その理由は書面により示さなければならないとされている（同条第2項）。

法が行政処分に理由を付すべきとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意の抑制をするとともに（恣意抑制機能）、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える（不服申立便宜機能）趣旨に出たものであり、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている（最判昭和38年5月31日）が、行政手続法第8条第1項本文の規定も、これと同一の趣旨に出たものと解される。

そして、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬと解されている(最高裁昭和60年1月22日判決)。

イ 本件について

① 利用調整が行われたこと及びその方法

本件保育所入所保留通知書には、「現在のところ希望のクラスは定員を超えているため」「定員を超えているため」との記載があるにすぎず、かかる記載のみからでは、単に入所希望者が定員に達したことしか読み取れず、これでは点数による利用調整が行われたことすら了知しえない。

この点、処分庁は、ウェブサイト上に掲載されている「手引き」には、点数表に基づく利用調整を行う旨の説明があり、またかかる手引きは窓口で申込をした者には配布されていたのであるから、これと、処分の性質や点数表の存在も踏まえれば、本件保育所入所保留通知書記載の「定員を超えているため」との記載から点数表に基づく利用調整が行われたことが認識できるものと主張する。

しかし、上記のとおり、処分の理由は、その記載自体から了知できる必要があり、他の補完的な事情を考慮すべきでないから、かかる主張は採用できない。

② 利用調整の結果(点数及び順位等)

そして、本件保育所入所保留通知書の記載では、審査請求人の獲得した総合点やその内訳、審査請求人が申請を行った各保育所の入所希望者の人数、入所定員及び審査請求人の順位が一切不明である。

点数及びその内訳が明らかでなければ、審査基準に適切なあてはめがされたかが検証できず、また、申請者総数、定員、順位等の記載が明らかにされなければ、利用調整の必要があったか、また利用調整の結果不承諾となることが誤りではないかの検証ができず、行政庁の公正明瞭な判断が担保できず法の趣旨を没却する。

なお、処分庁は、裁判例(大阪高裁平成25年7月11日判決)を引用し、本件処分に係る理由を具体的に記載すると、その性質上、他者のプライバシーにわたる具体的事情まで踏み込んで提示することとなるため、本件記載で理由の提示は

足りる旨主張する。

しかし、当該理論は、入所を承諾された児童及びその家庭が特定されることを前提とするものである。また、そもそも、仮に入所が承諾された児童及びその家庭が特定される場合であったとしても、入所が不承諾とされた者の点数や順位の開示はプライバシーを侵害するとまではいえない。なぜなら、審査請求人の順位（何人中何位か）や獲得点数が明らかにされたとしても、入所が認められた者との点数の差までは明らかになるものではないから、入所が認められた者の点数は明らかにならない。また、仮に入所者のおおよその総合点の推測がついたとしても、本件点数表は比較的複雑であり、様々な項目が考慮され総合点が決定される仕組みとなっている。そのため、入所が認められた者がどの項目で何点獲得し、どの項目で何点減点された等の具体的な特定は困難であり、入所が承諾された者の具体的な家庭状況が明らかになるとはいえない。

よって、処分庁のかかる主張は採用できない。

③ 結論

以上より、本件処分は、理由の提示に欠け、行政手続法第8条第1項第2項に違反するものであると言わざるを得ない。

9 結論

以上のとおり、本件処分には、審査基準を公表しない違法（行政手続法第5条第3項違反）及び、処分の理由を示さない違法（行政手続法第8条第1項第2項違反）が認められるから、本件処分を取り消すのが相当である。

なお、本件処分を取り消したとしても、公の利益には一切影響はなく、事情裁決（行政不服審査法第45条第3項）の余地はない。

第4 審査庁の裁決の考え方

令和2年6月1日に審理員意見書及び事件記録の提出を受け、それらの内容等を検討したところ、審査庁の考え方としては次のとおりとなった。

上尾市行政不服審査会において、その当否について審査願いたい。

1 審査庁の判断

本件審査請求を棄却する。

2 判断の理由

ア 「第3 審理員意見書の要旨 1から6」については、見解が一致

する。

イ 「第3 審理員意見書の要旨 7」について

審査請求人の入所申込書の提出日は令和元年11月20日である。対して、令和2年度の点数表の決定日は令和元年12月4日であった。

審査請求人の入所申込書の提出時においては、平成31年度の点数表が公表されており、令和2年度の点数表についても、申込期間の末日である令和元年11月30日後、入所申込の審査開始前までに速やかに決定し、公表された

審査基準の公表は、審査基準を秘密にしないことにより、申請等に対する公平、明瞭な審査の実施を担保することが目的であり、平成31年度の点数表を継続して公表するとともに、令和2年度の点数表についても決定後に速やかに公表するなど、処分庁が審査基準を秘密にしようとしていたとまでは認められない。

また、審査基準に求められる具体性の程度は許認可等の性質により異なり、入所申込に対する決定は、一定の要件を満たせば許可するといった絶対的な基準ではなく、他の入所申込との比較衡量といった相対的な基準に基づくものであるため、入所申込時に平成31年度の点数表が公表され、審査で考慮される要素や個々の要素がどの程度の評価を与えられるかが示されていたことから、審査基準は公表されていたと判断できる。

よって、本件処分は行政手続法第5条第3項に違反するものではない。

ウ 「第3 審理員意見書の要旨 8」について

点数表に基づく利用調整を行うことについては、手引きを保育施設入所申込み時に受付窓口において配布し、周知を図っていた。

また、本件処分は、絶対的な基準に基づくものではなく、年度や選択した施設により認容処分に必要な水準が異なるため、審査基準の具体的な要素を示して本件処分の理由を示すことは困難である。

よって、審査請求人は点数表に基づく利用調整が行われたことを認識できる環境にあり、本件通知の「定員を超えているため」との記載は、理由付記の程度として十分であると判断できることから、本件処分は行政手続法第8条に違反するものではない。

第5 調査審議の経過

令和2年 6月22日 審査庁より諮問

令和2年 8月 3日 調査審議
令和2年 9月 9日 答申に係る審議
令和2年10月12日 答申に係る審議

第6 審査会の判断の理由

審査庁の裁決についての考え方が適正であるか検討する。

1 「第2 審理関係人の主張の要旨 1 審査請求人の主張 イ 審査請求人の主張の要旨①から⑥」について

審査請求人の請求の理由である、法第24条第1項、同条但書、憲法第13条、第14条及び第25条に違反する旨の審査請求人の主張については、いずれについても、違法、不当な点は見当たらず採用できない。この点理由がないとする審理員の意見と審査会の意見は同旨であり、審査庁の考え方は適正である。

2 審査基準の公表義務（行政手続法第5条第3項）について

ア 法の趣旨・要求される公表の方法

行政手続法第5条第3項は、「行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない」として、審査基準の公表を義務付ける。かかる趣旨は、申請しようとする者の許認可等を受けられるか否かの予見可能性を担保するとともに、行政庁の恣意を排し不公正な取扱を防止する点にある。

そして、「公にしておく」とは、秘密にしないことを指し、積極的に周知公表することまでを義務付けたものではないと解されており、「その他適切な方法」（行政手続法第5条第3項）によることを認めているように、その公表の方法は行政の判断に委ねられている。

イ 本件における審査基準の公表の有無

審査請求人が申込みを行った一次選考受付期間（令和元年11月15日～同月30日）中、上尾市のウェブサイトでは「平成31年度途中（5月から3月）入所申込みについて」との記載のもと、平成31年度の入所申請についての説明がなされていた。

そして、「平成31年度 入所基準点数表」と題されたPDFファイルが公開されており、これには「平成31年度 入所基準点数表」との記載があった。

令和2年度の点数表が最終的に決定したのが令和元年12月4

日であり、審査開始前までには公表された。

この点、審査請求人は、いかなる審査基準によって保育所入所の承諾・不承諾の審査がなされたのか明らかでなく、行政手続法第5条に反し違法であると主張する。

確かに、審査請求人が申込を行った一次選考受付期間中は、本件処分で使用された点数表は公表されていなかった。

しかしながら、一次選考期間中は平成31年度の点数表は公表されており、令和元年12月4日に令和2年度の点数表が最終的に決定し、審査開始前までに速やかに公表されていたのであるから、処分庁の恣意は排され、公正な取扱は担保されていた。また、平成31年度の点数表から令和2年度の点数表の変更点は、点数表中「委託」の項目についてであり、本件に適用された項目については、平成31年度のものから変更はなく、本件処分には影響はなかったのであるから、審査請求人の予見可能性は担保されていた。

したがって、行政手続法第5条第3項の趣旨に照らせば、処分庁は審査基準を秘密にしていたとは認められず、審査基準が公表されていなかったとまでは言えない。

ウ 結論

以上より、審査基準が公表されていなかったとは認められないことから、本件処分は行政手続法第5条第3項違反するとの審査請求人の主張は採用できない。

3 理由付記（行政手続法第8条第1項及び第2項）について

ア 記載が要求される理由の程度

行政手続法第8条第1項本文は、「行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。」と規定する。そして、書面により当該処分を行う場合は、その理由は書面により示さなければならないとされている（同条第2項）。

法が行政処分に理由を付すべきとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意の抑制をするとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであり、どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた各法律の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきであるとされている（最判昭和38年5月31日）が、行政手続法第8条第1項本文の規定も、これと同一の趣旨に出たものと解される。

そして、許認可等の申請を拒否する処分に付すべき理由としては、

いかなる事実関係についていかなる法規を適用して当該処分を行ったかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならぬと解されている(最高裁昭和60年1月22日判決)。

イ 本件について

本件処分は、審査請求人が本件児童の利用を希望した各保育所等(以下「希望保育所」という。)は、いずれも利用希望児童数が募集定員を上回っており、処分庁が審査請求人から申込時に提出された書類をもとに、点数表により利用調整を行った結果、審査請求人の世帯よりも点数が高い世帯の児童、つまりは審査請求人よりも優先順位の高い世帯の児童の入所を承諾したことにより希望保育所の定員を超えたことを理由になされたものである。

しかしながら、本件通知書には、「現在のところ希望のクラスは定員を超えているため」「定員を超えているため」との包括的な理由の記載のみであり、この理由からは、いかなる事実関係に基づいた処分なのか、点数表をどのように適用して当該処分を行ったのかが明確に示されているとはいえず、これらのことを審査請求人が本件通知書により了知し得ることは不可能であり、これをもって行政手続法第8条第1項において処分と同時に審査請求人に示すべきものとされている理由の提示がされたものと認めることはできない。

ウ 結論

以上より、本件通知書に付記された処分理由は、行政手続法第8条が求める理由付記の要件を満たしていないと解され、本件処分は行政手続法第8条に違反するとの審査請求人の主張には理由がある。

しかしながら、本件処分が取り消された場合、同様の理由付記に不備があった数百件に及ぶ処分を取り消し、理由付記の不備を解消した処分をやり直すことが想定されるが、そうすると事務当局に過大な労力と時間の消費を敷いて次年度の円滑な事務遂行にも支障を与えるなど、市の利用調整制度に多大な混乱を招くことになり、しかも、理由付記の不備を解消した再処分をしても、結果が異ならない蓋然性が高いので無駄な手続きの繰り返しとなるだけで、申請者の救済にも役立たないことが想定される。

一方、行政不服審査法第45条第3項は「審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受け

る損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。」旨を規定しているが、本件は、まさに、これを棄却としても審査請求人の実損害はないのに対し本件処分を取消した場合の「公の利益」の損害は多大であるという事情があり、その他一切の事情を考慮すれば、本件処分の取消しは公共の福祉に適合しないと判断される。

4 帰結

以上のとおり、本審査会は、行政不服審査法第45条第3項の規定に基づき、裁決の主文で、本件処分は理由の付記に不備があり手続法第8条第1項に違反する旨を宣言するとともに、本件審査請求は棄却されるべきであると判断する。

第7 付言

本件処分の理由の付記には不備があり、今後本件処分と同様の処分をする際には、行政手続法第8条第1項の趣旨に鑑み、より具体的に理由を付記し、可能な限り「記載自体によって明らか」な状態にする必要がある。

理由の付記をどこまで充実させるかは、処分結果の迅速な通知、二次選考や年度途中入所等の申請機会の拡大、保育の需要に応ずるに足りる体制の整備（実体的な行政サービスの充実）との比較衡量によって決定されることではあるが、保育所入所保留通知書についていえば、当該保育所に対する申請者数、当該申請児童の点数及び当該申請児童の順位等の記載を検討すべきと思われる。

答申に関与した委員

上尾市行政不服審査会

佐世 芳

木村 裕二

飯島 宏之